

選 択 約 款

(家庭用コージェネレーションシステム契約)

平成29年4月1日

岡 山 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 延滞利息	2
9. 単位料金の調整	3
10. 精算について	4
11. 設置確認について	4
12. 契約の変更または解約	4
13. そ の 他	4

付 則

1. 実施の期日	5
2. この選択約款の揭示	5

(別 表)

1. 適用区分	6
2. 料金および消費税等相当額の算定方法	6
3. 料 金 表 A (消費税等相当額を含みます)	7
4. 料 金 表 B (消費税等相当額を含みます)	7
5. 料 金 表 C (消費税等相当額を含みます)	8
6. 料 金 表 D (消費税等相当額を含みます)	8

1. 目 的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じ、当社の製造供給施設の効率的利用および効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

- (1)「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電供給システムまたは熱動供給システムをいいます。
- (2)「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (3)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4)「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8パーセントといたします。
- (5)「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用をお申し込みいただくことができます。

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅または併用住宅で使用されていること。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン等の定格発電出力（機器容量）が5kW未満であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、当社にお申し込みしていただきます。
- (3) 適用開始日は次のとおりといたします。

- ① 新たにガスの使用を開始された場合は、ガスの使用開始日を料金の適用開始の日といたします。

② 契約種別を変更された場合は、お客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日を変更後の契約の適用開始日といたします。

(4) 当社は、本契約の解約または他の契約種別への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所で本契約または他の選択約款の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または他の契約種別への変更をされた日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または他の契約種別への変更の場合はこの限りではありません。

(5) 当社は、お客さまが当社とその他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各使用月の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

(1) 当社は別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。

(2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(3) 当社は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「支払期限日」といいます。）が一般ガス供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

8. 延滞利息

(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落した場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274 パーセント

(1円未満の端数切り捨て)

(備考) 消費税等相当額の算定方法は、別表 2 (4) のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則としてお客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は (3) の規定にもとづきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じといたします。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表 2 (3) のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金 (1 立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1 立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

79,220 円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表 2 (3) に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たり LNG 平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。) およびトン当たり LPG 平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。) をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9235 \\ &\quad + \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0822 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といた

します。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

10. 精算について

4の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって一般ガス供給約款を適用して算定される料金総額に相当する額（小数点以下切り捨て、消費税等相当額を含みます。）とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

11. 設置確認について

- (1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステムが設置・使用されているかどうかを確認させていただきます場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し解約日以降一般ガス供給約款に定める契約を適用する場合があります。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外された場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

12. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含む。）には、相互に契約を解約できるものといたします。

13. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、本社・営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。
この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから10立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が10立方メートルを超え、25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が25立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあた

っては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。

(小数点以下の端数切り捨て)

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1＋消費税率)

3. 料 金 表 A (消費税等相当額を含みます)

- (1) 基本料金

1 か月につき	910.44 円
---------	----------

- (2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	266.55 円
-------------	----------

- (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料 金 表 B (消費税等相当額を含みます)

- (1) 基本料金

1 か月につき	1,329.48 円
---------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	224.65 円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料 金 表 C (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1 か月につき	4,269.24 円
---------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	107.06 円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料 金 表 D (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1 か月につき	5,828.76 円
---------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	91.46 円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。